

審議（会議）結果

審議会等名称	第39回 神奈川県障害者施策審議会
開催日時	令和5年11月28日（火曜日） 14時00分から16時40分まで
開催場所	波止場会館4階大会議室（オンライン参加有り）
出席者	【会長】蒲原委員、【副会長】佐藤委員、（以下名簿順）嵩委員、相馬委員、小山委員、市川委員、榛澤委員、清水委員、内藤委員、河原委員、小野委員、小杉委員、隈元委員、成田委員、在原委員、眞保委員、徳田委員、桐ヶ谷委員（計18人）
次回開催予定日	令和6年2月頃
所属名、担当者名	障害福祉課企画グループ 加藤 電話（045）285 - 0528 ファクシミリ（045）201 - 2051
掲載形式	議事録
審議経過	以下のとおり
<p> 《議 題》 (1) かながわ障がい者計画の取組状況について (2) 第6期神奈川県障がい福祉計画の取組状況について (3) 神奈川県当事者目線の障害福祉推進条例～ともに生きる社会を目指して～に基づく基本計画（仮称）の素案について </p> <p> 《報告事項》 (1) 県立障害者支援施設の方向性について (2) 厚木精華園のモニタリングについて (3) 県立障害者支援施設「厚木精華園」における虐待事案について (4) 社会福祉法人同愛会が運営する事業所における虐待事案について (5) 愛名やまゆり園職員の利用者への暴力による逮捕について </p> <p> 《配布資料》 資料1 : かながわ障がい者計画の進行管理について 資料2 : かながわ障がい者計画点検評価シート 資料3 : 神奈川県障がい福祉計画の取組 資料4-1 : 神奈川県当事者目線の障害福祉推進条例～ともに生きる社会を目指して～に基づく基本計画（仮称）の策定状況について 資料4-2 : 小柱ごとの目標（スローガン）一覧 </p>	

- 資料5 : 神奈川県当事者目線の障害福祉推進条例～ともに生きる社会を目指して～に基づく基本計画（仮称）素案②
- 資料6－1 : 県立障害者支援施設の方向性について
- 資料6－2 : 令和5年度 県立障害者支援施設の方向性ビジョン（素案）
- 資料7 : 厚木精華園のモニタリング結果の報告について
- 資料8 : 県立障害者支援施設「厚木精華園」における虐待事案について
- 資料9 : 社会福祉法人同愛会が運営する事業所における虐待事案について
- 資料10 : 愛名やまゆり園職員の利用者への暴力による逮捕について

《その他資料》

- ・ 第6期神奈川県障がい福祉計画
- ・ かながわ障がい者計画
- ・ 当事者目線の障がい福祉に係る将来展望検討委員会報告書
- ・ 神奈川県当事者目線の障害福祉推進条例～ともに生きる社会を目指して～
- ・ みんなで読める 神奈川県当事者目線の障害福祉推進条例～ともに生きる社会を目指して～

【事務局による進行】

- ・ 福祉部長挨拶
- ・ 会議運営に関する事務連絡

【蒲原会長による進行】

（蒲原会長）

それでは、議事に入りたいと思います。最初に今日の議事の全体の進め方でございます。議事次第にありますとおり、議題が今日は3つ、報告事項が5つということになっております。議題の3つについて、まずは丁寧に議論したいと思っています。進め方でございますけども、議題3つのうちの2つ、かながわ障がい者計画の取組状況、あと第6期神奈川県障がい福祉計画の取組状況、まず2つについての説明及び質疑を合わせて、大体50分程度ということで前段で約1時間弱やりまして、そのあと10分間の休憩にしたいと思います。10分間の休憩後、15時頃に議題の3番目、基本計画の素案について議論いただきます。説明と質疑合わせて45分程度でお願いしたいと思っています。その上で、16時頃には報告事項に入りたいと思っています。報告事項が5点ありますけども、いずれも県立障害者施設の関係でございますので、これについては一括して説明いただき、若干の質疑ということにしたいと思っています。以上、大きく3つのパートに分けて議論を進めていきたいと思っていますので、よろしくお願いたします。それでは議題の1と2について、事務局から説明をお願いいたします。

(事務局)

資料1、2、3に基づいて説明

(蒲原会長)

ありがとうございました。資料1、2、3について説明いただきました。既存の計画の進捗状況、その評価ということだと思いますけども、以上につきまして、各委員から御質問なり御意見等ありましたら、順次お願いしたいと思います。

それでは嵩委員、よろしくお願いします。

(嵩委員)

資料2の29ページ、「把握すべき状況⑦ 県における合理的配慮の徹底」というところです。職員に対して研修を行った、実施したとありますけれども、こういった内容の研修をしたのか知りたいです。ろう者について、どのように教えたのかということを知りたいです。もう1点が、盲ろう者もそれに入っているのかどうか、確認したいです。

(蒲原会長)

あとお一人か二人ぐらい少し御意見御質問いただいた上で、まとめて事務局から説明していただきたいと思います。それでは小山委員、よろしくお願いします。

(小山委員)

私たちが一番この中で関係するのは雇用だと思います。資料2の3(2)です。どうしても、事務職の人たちが集まって障害者を雇おうみたいな感じになるのですが、現場の人たちは一流大学や一流高校を出た人で、そういった人が障害者を雇うのをかなり嫌がります。障害についても理解がなかなかなくて、就労継続支援A型事業所に通っていてもこんな感じで、障害の理解がまずない。こうして数は出ていますが、実際に辞めた人も何人かいると思うし、また戻ってしまったという人もいると思う。

業務命令と言われて嫌な仕事もやらされるとか、働いてみると募集要項と全然違うような働き方をさせられる。就労センターがあっても、電話1本入れても1ヶ月ぐらい先でないと仕事が来ないとか、誰も守ってくれないです。だから、障害者による労働組合みたいなものがあつたらいいなと思います。そこでの話し合いで、必ず弁護士とか医療関係者に支援をしてもらいたい。そうしないと安心して働けないですし、すぐ辞めてしまったり、作業所へ行ったり、就労継続支援B型事業所へ行ったりしますね。

(蒲原会長)

わかりました。それでは清水委員、よろしくお願いします。

(清水委員)

精神障害者に関することで、資料2の19ページに、地域包括ケアシステムについて、政令市を除くと書いてあります。それはどういうことでしょうか。

それからバス料金の割引について、これから努力するという表現になっているけれども、これはどういうことになってくるのか。

それからピアサポーターを育成するとなっていてはありますが、ピアサポーターの定義とか、育成方法とか、具体的にないと。ただ数だけ増えたという報告を聞いてもよくわかりません。どうでしょうか。

(蒲原会長)

おそらく今は既存の計画の評価のところなので、まず評価をしながら今後計画に盛り込んでいくということでも議論できると思います。それでは事務局から、お三方からの御質問に答えていただきまして、またその他の委員の先生方の御意見を伺いたいと思います。

(事務局)

まず、嵩委員の御質問について、御説明をさせていただきます。

県における合理的配慮の徹底で、こういった研修をしているのかといった内容でございます。ここに書いてございますのは、新採用職員研修ですとか、新任管理職研修、また、人権男女主任者研修ということで、それぞれ対象ですとか、階級が違った方々に、合理的配慮の徹底についての研修を行っています。ただ、この研修につきましては、合理的配慮の内容だけではなくて、そもそも障害についての理解を深めようというところから始まり、権利擁護ですとか、虐待防止、そういった中で一部、合理的配慮についても触れさせていただいているといったものでございます。合理的配慮の内容につきましては、事例をいくつかお出ししながら、例えば県の窓口ではこういった配慮ができるのではないか、実際に各所属の方ではこういったことをやっているといった事例を含めて、研修をさせていただいております。

もう1点、盲ろう者についての内容が含まれているかどうかについては、障害の分類で御説明の方はさせていただいておりますけれども、盲ろう者だけ、というところで触れている内容は現時点ではございません。

補足ですが、この計画の評価の対象とした事業とはまた別なのですが、例えば聴覚障害者福祉センターでの普及啓発であったり、神奈川県で設置しております社会参加推進センターの普及啓発の中では、ろう者、それから盲ろう者に関して、一般の方向けに普及啓発ということはさせていただいております。

続いて、小山委員からは、資料2の3(2)雇用の関係について、御意見をちょうだいしたところでございます。現場の人の理解が足りてないというところですか、また障害者の方の仕事について、もともとの予定から違うものをさせられたとか、そういうことが守られていないというような御意見でございました。こちらについては、雇用の現

場の方を統括している事務局にも共有させていただきますし、こういうことがないように、できる限り障害者の方を理解する人を増やしていくために、この計画がその一助になればと思っているところです。これからも努力を続けていきたいと思っています。

それから清水委員からいただいた内容は、資料2の19ページの内容でございます。まず、市町村における精神障害にも対応した地域包括ケアシステムの構築に係る協議の場の設置数のところで御意見をいただきました。この目標値については、政令市も含めた33市町村を目指しているものですが、その右側の主な取組による成果のところ、政令市を除くと入っているものについて、御意見をいただいたと思います。政令市については、政令市の方で取組を進めているということで、政令市を除いて実施をしているというわけではなく、県としての取組をこちらには記載させていただいているところでございます。

県の協議の場については、県の保健福祉事務所やセンター、それから保健所設置市に関して協議の場を設置していただき、政令3市に関しては、保健所単位というよりも市全体で協議の場を設置されているので、こういう書き方になっております。

それからバス運賃の関係でございます。こちらについては、毎年要請活動を行っておりまして、国にも要望活動を行っております。こちらについても一生懸命続けていきます。

ただバスに関しては若干進捗がありまして、令和5年10月1日から、京急バスで精神障害者の方への割引を開始したということで、京急バスのホームページで確認させていただきましたらそのようなになっておりましたので、御報告をさせていただきたいと思っております。

それから、精神障害者のピアサポーターの活動に関しましては、精神科病院等に訪問させていただいて、その中で患者さんと接していただいたりということ、コロナ禍の前までは続けられていたのですが、なかなかコロナ禍で病院に入っていくのが難しかったもので、オンラインを使ったりした工夫はしていたのですが、今後はコロナ禍からもう少し進んで次の段階に移りましたので、再開していきたいと考えております。

また、小山委員からお話いただいた計画の評価のところ、就労定着支援に関しては、なかなか目標値を達成できないというお話をさせていただいたと思います。資料3の5ページ、「就労定着支援事業のうち、就労定着率が8割以上の事業所の割合」というところはなかなか進んでいなかったり、その前段の就労定着支援事業を利用する人数が思ったほどいかなかったという数字が出ておりますけれども、同時並行で、障害者就業・生活支援センター事業、いわゆるナカポツセンターでこの就労定着の部分を中心に担っている部分がありますので、今認識といたしましては、ナカポツセンターから就労定着支援事業の方に少し対象を移していくようなことも今後検討が必要だと考えておりますので、御理解いただければと思います。

(蒲原会長)

基本計画の中身のところに今のような御意見も入れるようなことを考えたらどうかと思います。

それでは河原委員、よろしく申し上げます。

(河原委員)

2点ほどお伺いしたいことがあります。主に資料2のところで、今回点検シートを見て、主に1ページから20ページ前後にかけて、かなり神奈川県でいろいろな研修をやっていて、その修了者の数が出ております。傾向で構わないので、直営でやっている研修と委託して行っている研修、多分分かれていると思うのですが、大体どのくらいの割合で直営でやっていて、委託してやっているかというのが、分かったら教えていただけたらと思います。それが1点です。

それからもう1点が、先ほど資料2の12ページのところで、相談支援専門員の研修受講者に対して、実際に働いている方の就業者の割合が37%という数字をお聞かせいただきました。この就業率の低さというのは、ものすごく大きな課題だなと思っております。これはこれからの計画の部分になるかと思うのですが、これから地域移行であるとか、地域定着を考えていくときに、やはり相談支援専門員の担う役割というのは大きいと思いますので、就業者を増やすにあたって、何らかの方向性なり、お考えがあったらお聞かせいただきたいと思っております。

(蒲原会長)

それでは今の御質問に対して、回答できることがあればお願いいたします。

(事務局)

研修の直営か委託かというところを、順に申し上げていけばよろしいでしょうか。

(河原委員)

研修はいっぱいあるので、全体の傾向でも構わないです。

(事務局)

全体の傾向としては、委託事業の方が多いかと思います。直営は今少なくて、指定を一部入れたこともありますので、サービス管理責任者に関しては基本的に今指定でやっており、相談支援従事者研修は委託でやっております。それから、虐待防止や権利擁護の研修は、使用者虐待について相談を受ける権利擁護センターの方に委託をして実施をしております。医療的ケア児等コーディネーター養成研修についても、県立病院機構の中にあるこども医療センターに委託して実施をしておりますので、全体の傾向としては委託中心になっております。県の障害福祉課であったり、障害サービス課であったり、地域福祉課だったり、そういったところと担当者がやりとりをしながら企画をしている状

況でございます。

それから、相談支援従事者研修の修了者がなかなか相談支援専門員に就業していかないという課題は非常に重く受けとめておりまして、特にセルフプラン率が神奈川県は相当高いという状況がございますので、相談支援事業所の開設を促進するセミナーを令和5年度からの新規事業でやっております、セミナー参加者等の相談に対応するヘルプデスクについても今年度からスタートしています。どうしても相談支援事業自体が、なかなか儲けに繋がっていかないというような認識があるように思っておりますので、まずはその辺りを少し変えていきながら、事業者を支援していきたいと考えております。

(蒲原会長)

相談支援事業はすごく大事ですから、次の計画の中でどういう支援をするか、また議論して整理していったらいいのではないかと思います。

それでは榛澤委員、よろしくお願いします。

(榛澤委員)

いくつか質問があります。まず1つ目が、先ほど京急バスの運賃半額の話をしてくださいましたけれども、まだ半額ではない、例えば神奈中バス等が半額ではないので、そういう今まだ半額ではないところに対する働きかけを、今後どういうふうにしていただけるかということをお伺いしたい。

あと、資料3の一般就労への移行等について、この就労支援で考えていただきたいのは、理解がないということと、本音を言うと雇う側が障害者を雇いたくないと思っております。というのは、法定雇用率があるということは、まず雇いたくないからそういうものを作らなければいけなくて、雇用率があっても達成したところが少ないということは、達成すればお金がもらえる一方、達成しないと罰金を払うが、別に罰金を払ってでも障害者を雇いたくない、特に精神障害者を雇いたくない、そういう深刻な状況があります。僕も以前そうだったし、周りの人たちもそうだが、就労したいと思って支援とか使っても、なかなか効果的な支援になってなかったり、対応する人が感じの悪い人だったりすると、1回使って感じが悪いともういいやとなってしまう。自分で探そうとするのだけど、自分で探しても社会全体に雇いたくないという空気がある以上、応募しても自分が精神障がい者ということがわかったら雇ってもらえない場合もあるし、でも精神病患者であることを言わないと、職場にいる時に精神薬を飲むのを見られないように躊躇すると、働き続けることに支障が出る場合もある。だから、障がい者にも職業選択の自由は形式的にはあるのですが、事実上選べる範囲がすごく狭いと思います。なかなか雇ってもらえないから、非常にきつい仕事や自分に合わない仕事に応募して、結局合わないから長く続かなかったり、ミスマッチがあったりする。当事者からすると、職業選択の自由ってありそうで実はとても狭い。どんな人だって何でも選べるわけではないけれども、特に障害がある人は、周りの理解と同時に選べる仕事が少ない。以前も言

いましたが、自治体も過去に水増しがあって本当は雇いたくないというのがあるから、ただ民間にもっと雇いなさいと綺麗事だけを言っても進まないで、やっぱり役所が率先してもっと雇うということも考えていいのかなと思います。

あともう1つ、にも包括についてです。相模原もやっているし、いろいろなところで取り組んでいて、より多くの困難を抱えている人にとっては、そういうチームで医療、保健、福祉とかいろいろな所で連携して支援してもらおうと効果的だと思うし、ぜひやってほしいですけれども、にも包括でいつも気になるのは医者についてです。このチームの中に医者もいると思うし、もちろん入らないと効果的ではないと思うけど、よく医者に、例えば福祉の事業所の人が自分のところの利用者の主治医に連絡して、いろいろ情報共有とか連携とかと言っても相手にされないことが多い。要するに医者は、医療が上で福祉が下だと思っていて、こういうチームでやる場合、対等な関係で取り組まなければいけないのに、医者の方が福祉を馬鹿にしたり、下に見たりしていて、それで本当に実現するのかなと思う。実際に医療関係者と福祉関係者とでは知識量が福祉の方がどうしても不足していて、確かに医者から見たら知らないことが多くて、なかなか連携しづらいということがあるかもしれない。でも、医者が入らないと本当に効果的なにも包括にならないから、医者の方が包括支援のシステムづくりに対して協力的なのかということとは、どうなのでしょう。これら3点です、お願いします。

(蒲原会長)

それでは事務局から、回答をお願いいたします。

(事務局)

榛澤委員、いろいろ御意見いただきありがとうございます。バス運賃の割引に関しては、京急バスが導入されたから県として良しとするわけではなくて、これからも県のバス協会を通じて、粘り強く働きかけをしていきたいと思っております。そこは実際にやっていきます。

それから雇用に関して、企業に対する理解促進は非常に重要です。県に障害者雇用促進センターがありますが、主な役割として企業に対して雇うときの障害者への理解を促進するという事業を実施していますので、それで働きかけをしてもらうということをやっています。また、障害福祉課で、先ほど申し上げた企業や事業者向けの障害者に対する理解というものとおわせて、心のバリアフリー推進員の養成研修事業や、企業へ当事者の方が講師として行っていただいて、どういう対応をすればいいのかを伝えていただくということもあわせてやっています。両方で理解促進を図っているのですが、現場としてはまだまだ十分ではないと御意見いただいたと受けとめておりますので、今後生かしていきたいと思っております。

それから、自治体が実際に率先して雇うというお話をいただきました。県庁の中での障害者雇用に関して、数値を誤っていたという事態がまずきっかけなのですが、そこを

変えていかなければいけないということで、会議体を持って促進していこうという話に今なっており、取組としてやっているところでございます。ただ、皆さんから見るとまだ不十分だということがあると思います。

それから、にも包括の医師の関係の話です。例えば市町村や障害福祉の事業所が直接、精神科病院の医師に接触するとなると、意外に関係性が遠かったというところがあると思っていますので、県で保健福祉事務所にその協議体を置いているのは、保健福祉事務所の方が病院にも話ができますし、それから障害福祉サービス事業所の方にも話ができますので、その間を取り持つような役割ができるのではないかとということで置いているところでございます。だからそこは工夫して、まだ不十分なところあると思いますけれども、やっていきたいと思っております。

(蒲原会長)

ありがとうございました。議題の1、2は評価の関係なので、一旦この辺りにしておいて、次の議題3のところでは今後の計画についてやりますので、次の計画のときにまた今のところ含めて、御議論、御意見いただければと思っております。ちょうど始まって1時間ぐらいになりますので、ここで一旦、10分間の休憩に入らせてもらいたいと思います。再開は15時10分からということで、よろしくお願ひしたいと思ひます。

～10分間の休憩～

(蒲原会長)

それでは、15時10分になりましたので、審議を再開いたします。続きまして、議題3、神奈川県当事者目線の障害福祉推進条例に基づく基本計画の素案について、事務局から説明をよろしくお願ひします。

(事務局)

資料4-1、4-2、5に基づいて説明

(蒲原会長)

ありがとうございました。事務局からの説明が終わりました。それでは議題3、ただいま説明があつた事項につきまして、各委員から御意見御質問等ありましたら、お願ひいたします。それでは小山委員、よろしくお願ひします。

(小山委員)

いざ計画を実行するとしたら、人はどうするのですかね。例えば、都市部の場合だと結構若い人たちがいたり、福祉の学校とかもあつたり、横須賀も福祉の学校はあるけど都市部か一般就労に入ってしまう。だから結局、人をどうこれから育てていくのかが一

番問題かなと思う。いくら良い条例とか条約があったとしても、それをやってくれる人がいないという現状ですよね、地方は。だからそれも結局、負担になるのが親と支援者となってしまって、支援者が1週間ずっと電話一本で動き放しという感じで、研修とかあればそっちにも呼ばれるという話も聞いていて、もう大変だという話はしていますね。それで計画もやれ、あれもやれ、これもやれというのはかなり地方にとっては負担で、これからどう人材を育てていくのかが知りたいなと思いました。

(蒲原会長)

ありがとうございました。それでは成田委員、よろしくお願いします。

(成田委員)

資料5の20ページ、21ページ、22ページに、国と国連の動向というところで、医学モデルから社会モデルというのと、SDGsを踏まえた地域共生社会の実現という誰も排除しない社会の構築というところが述べられていて、それについては良いなと思っているのですが、それに加えて、障害者差別解消法の合理的配慮についてぜひ加えていただけないかと思います。いわゆる平等と公平というものの考え方の中で、公平という考え方が、福祉を考えていくときに避けてはならない。そこを皆様で醸成して意識していただくことがすごく大事だと考えていて、その部分も、国と国連の動向の中に加えていただけたらと思いました。

(蒲原会長)

オンラインの先生方も含めまして、御意見いただければと思いますけども、いかがでしょうか。それでは市川委員、よろしくお願いいたします。

(市川委員)

資料5の25ページと26ページのところです。発達障害については、25ページでは「精神障害(発達障害を含む)」となっております。知的の状態によって、精神の手帳を持っている発達障害の方もいらっしゃいますが、発達障害は、26ページにも書かれているように、症状が低年齢において発現するもの、生まれつきのものです。また、発達障害支援法という法律もございますので、できれば25ページのところにも、発達障害についての詳しい説明、詳しくなくてもいいのかもしれないのですが、生来持つ障害の人が含まれていますというような書き方をいただければ嬉しいなと思います。

もう1点、意思決定支援のところですか。48ページになります。本人の意思をくみ取る周りの仕事も大変重要なのですが、障害のある人本人についても、自らの権利を主張できたり、自ら合理的配慮を望むことができるように、というような教育をしてほしいと思います。教育のみならず、周りの働きかけで、本人が理解できて、納得し、発言できるような育ちを保障するようなことも、進めていってほしいなと思います。

(蒲原会長)

はい、ありがとうございました。特に2点目は、まさに当事者目線といった意味では大事なことだと思いながら聞きました。それでは佐藤委員、よろしくお願いします。

(佐藤委員)

素案の本体でいいますと84ページになりますが、各種サービスの計画を立てるという項目が入っています。訪問系サービスの中では同行支援、行動支援というのは大変重要だと思うのですが、先ほどの実績、評価の現状のお話の中では、こういうものが全然出てきてないのですね。これはこの計画がスタートして始まる制度ではなくて、現在もう展開している制度のはずなので、なぜか2023年度の数値が落ちていますけれども、その落ちているところを加えてほしいなということと、それから今後こういうのは重要なので、高い目標を掲げてほしいなというのが1つです。特に重度訪問介護については、全然数値が入っていないので過去においてゼロだったのかという感じを持ちますけれども、こういうものも非常に重要で、地域移行だということより先に、地域で生活するためにはこういう制度が非常に重要なので、このところをもう少し明らかにしてほしいなというのが1つです。

あわせて素案の50ページ、成年後見制度の利用というものが入っています。これは2ヶ所に掲げられていますが、先ほども現状の評価のところでは、市民後見人の養成という研修の数だけが数値として出てきているのですが、これから作る基本計画においては、今の国の施策とあわせた形で、成年後見制度だけではなくて、地域における権利擁護支援の従事者、これは後見人だけに限りませんから、先ほど相談支援の方の数というものが現状の評価の値として出ていましたけれども、もっと広い意味での地域の権利擁護を担う人たちを養成する研修というようなものを、把握する数値として立てていただきたいと思っています。これは成年後見だけに限りません。日常生活自立支援事業の従事者の数、生活支援の数、あるいはボランティアの形で権利擁護サポーターとかいろいろな名称がありますので、いろいろな研修がおそらく神奈川県内では広く行われていると思います。市民後見人だけに限ってしまと、数は出てこないです。もっと広い権利擁護支援の従事者の数を拾えるような、数値目標が出るような計画を立てていただきたいと思っています。

(蒲原会長)

ありがとうございました。確かに、権利擁護って成年後見も大事だけでも、もう少し幅広くサポートしてあげないと、最初は何もサポートがなくて、突然成年後見と言われても多分すごく現場では困ってしまう気がします。

それでは徳田委員、よろしくお願いいたします。

(徳田委員)

まず今の成年後見制度との関係で言いますと、例えば38ページ、〈現状と課題〉の一番下の段落、『成年後見制度を必要とする人が適切に制度を利用し、地域で～』というところで、成年後見制度、その利用を促進するという方向のことが書かれています。促進法もあるのでいいとは思いますが、ただ現状、成年後見制度は本人の意思を尊重して、例えば有期の更新制であるといった形での改正をしているわけです。だから、ただ単に成年後見が必要であればどんどん付けばいい、利用すればいいというような誤解を与えるかのような記載ではなくて、あくまでもそういう権利制限的な制度でもあるから本人の意思をやっぱり大事にする必要があるのだというところも書いていただいたほうがいいのかなと思いました。

それから虐待の関係で、精神保健福祉法でも通報義務が導入されます。障害者虐待防止法についてだけではなくて、精神保健福祉法にも言及していただいたらいいのかなということと、身体拘束ゼロに向けた実現の取組ということで、県立障害者支援施設におけるというようなことを書いていただいていますけれど、精神科病院はどうかなのかなというところ、そこに触れることはできないのかなと思いました。

(蒲原会長)

ありがとうございます。いろいろな方向の話が出ましたので、もちろん今後計画に盛り込めるところ、あるいは検討するところは検討するというところでいいと思いますけれども、お話できるところだけでも、事務局からお答えいただけますでしょうか。

(事務局)

様々な御意見ありがとうございます。お答えできる部分、一つ一つ整理して回答させていただければと思います。

初めに小山委員から、人材はどうするのかという御意見をいただきました。この部分につきましては、資料5の54ページから人材確保の育成ということで、県の取組を記載させていただいております。ただ、これまでもこういったところは取り組んではございますが、福祉の分野につきましては非常に厳しい状況が続いているということは確かでございますので、県として取り組むべきところ、取り組めるところについては引き続き、検討して参りたいと考えております。

続きまして成田委員の御意見につきましては、この差別解消法の部分、合理的配慮の部分、本当の公平とは何なのかといった部分、何か記載できる方法があるのではないかなと、お話を聞いて感じていたところがございます。ただ、ページの関係もございまして、少し記載につきましては事務局で検討させていただければと思います。

続きまして市川委員、発達障害の部分でございます。こちらの部分につきましては、実は他の当事者団体の方々からも、発達障害の部分をもう少し詳しく書けないだろうかという御意見をいただいております。まだ反映しきれていない部分でございますので、い

ただいた御意見をもとに、発達障害の書きぶりですとか、そういった部分をわかりやすく記載できるよう検討して参りたいと思います。

続きまして、48 ページの意思決定支援についてです。こちらについて、自ら臨めるように、障害者の方々が臨めるようにとすることで、まずそういった部分に教育から入れないか、周りに働きかけてどうにかならないかと、そういった御意見をいただいております。その部分につきましても、ここで書くものなのか、教育で書くものなのか、書くべきところ、書き方というのは非常に難しいなと思うところではございますけれども、非常に重要な御意見だと感じました。反映できるかどうかも含めて、検討させていただきたいと思います。

続いて佐藤委員からいただいた御意見でございます。数値的な部分、もう一度事務局の方で整理をし直したいと思います。県でしっかりと把握している数値、先ほど前半部分で御説明させていただいた数値的な部分としっかりとリンクするような形、また漏れないような形で掲載できるようにと考えております。また成年後見のところにつきましても、たびたび御意見をいただいているところがございますので、徳田委員の御意見も踏まえまして、所管課の方とも調整をして、記載を考えていきたいと思います。

続いて徳田委員から御意見がございました、精神保健福祉法改正の関係でございます。精神保健福祉法が改正をされまして、来年の4月1日から精神科病院において、入院患者への虐待防止措置というのが病院の管理者に義務づけられ、また、病院の中での従事者による虐待行為については、都道府県への通報義務というものが法律の中に盛り込まれるという形になりました。この点について県でも、虐待の通報の窓口等対応をとっていきたいと思いますが、この辺りをこの計画にどのように盛り込んでいくのかという部分につきましては、また事務局の方で検討していきたいと考えております。

(蒲原会長)

よろしく申し上げます。精神保健福祉法改正で、確か精神科病院に訪問事業とか、いくつかが入ったりしていたものもあったと思うので、これから長期にわたる計画なので、いろいろな新しい動きも入れ込んでいかないとと思いながら聞いておりました。

それでは在原委員、よろしくお願いたします。

(在原委員)

全体的なことですけれども、こちらの新しい基本計画について、単なる進行管理ということではなくて、PDCAサイクルをどういうふうに回していくのかということが、どこかに書いてあるのかもしれないですけども、そこが非常に重要だと思うので、もっとはっきりそれを打ち出して、それによってちゃんとより良いものに育てていくというところが見えた方がいいかなと思います。特にチェックのところ、なかなか進まないという課題の背景とかを、ちゃんといろいろなところから情報を取って掘り下げて、なぜ進まないのかという理由を調べていって、次のアクションとかプランにちゃんと生か

していく流れをどう仕組み化していけるのか。今までと同じではなく、今回新たな計画を作るわけですから。そこが大事なのかなと思います。

かつ、この計画の大事なところは、当事者目線の徹底というところ、当事者の方の参画だと思うので、PDCAサイクルを回すことの中に、もちろん当事者の方たちの参画をどう位置付けていくのかということも、最初の時点からある程度きちんと示していくことが非常に重要なのではないかなと思ったのですが、いかがでしょうか。

(蒲原会長)

大事な指摘がありました。それでは河原委員、お願いいたします。

(河原委員)

資料5について、意見を含めて3点ほどお願いいたします。

まず1点は、48ページ、49ページの意思決定支援の推進について、いろいろと書き込んでいただいてありがとうございました。神奈川県が独自にガイドラインを作って研修等を行っている、これは非常に良いことだと思います。文面の字数があると思いますけど、もう少しこの取組の内容について強調して書いていただけるといいかなと感じました。それが1点です。

それから2点目、54ページから人材確保についての書き込みがありました。この部分については、非常に課題感があるということを以前からお伝えしています。非常に難しいと思いますけれども、現在神奈川県内で障害福祉に従事している方の数、これは利用する方の推移によって、職員が何人必要かはなかなか推測しにくいと思いますけれども、現状どのぐらいの人が働いているかが数として入っていると、人材がどういうふうが増えていくのかという目安になると思いましたので、もしできるようでしたらお願いいたします。

それから最後、90ページから地域生活支援拠点の整備という書き込みがありまして、92ページから、これは国の指数になるのですが、地域生活支援拠点等のコーディネーターの配置人数という書き込みがあります。まだ国の方からコーディネーターの役割というものが具体的に示されていないのですけども、どのようなビジョンでこのコーディネーターを増やしていくのか。これはこの計画に入れなくてもいいので、わかったら教えていただきたいと思います。

(蒲原会長)

ありがとうございました。それでは眞保委員から手が挙がっています。よろしく願いいたします。

(眞保委員)

この計画、それから進捗管理、これだけのものをまとめるのは大変な御苦労もあった

と思います。この間、また県立施設の問題もございましたので、その御対応の中まとめていただき、まず御礼申し上げたいと思います。

先ほど在原委員からもお話がありましたけれども、資料2の進捗管理を見ますと、やや遅れているというのが5つ、遅れているのが1つ、概ね順調というのが2つですけれども、やはり、今度資料5の計画を作成するにあたりましては、それぞれの進捗を受けて重み付けをして進めていくのが、PDCAサイクルを回していくということの1つだと思います。ですので、とりわけその遅れている部分ですとか、やや遅れているものを、どのような形で当初の計画のように進めていくのかということが具体的に書き込まれているとありがたいなと思いました。

あと、資料5にそれぞれの方のお声がありますけれども、これはいずれも当事者と支援者です。資料2にあるとおり、理解を進めていく事業に関しては概ね順調ということがあるので、そういうようなことを示すためにも一般市民の方のお声というのが一つぐらいあっても良いのではないかなと思いました。障害に関わる方だけのお声という感じになってしまっているのも、そのあたりが具体的にできるのかどうなのか、そこをお伺いしたいと思いました。

(蒲原会長)

ありがとうございます。いくつかPDCAに始まって、計画策定の際にはまず進捗状況のことをきちっと踏まえてやるべきだという全体的なことと、河原委員からいくつかの質問ございました。お話できる範囲で結構ですので、事務局いかがでしょうか。

(事務局)

御意見ありがとうございます。まずPDCAサイクルの部分、非常に重要な点であると認識しております。今私も読み返しているところで、きちとした言葉としてまだ反映しきれていないなと感じました。まずPDCAサイクルをしっかりと、例えば17ページ辺りの進め方といったところにもまず書いていけたらと感じたところですし、そういったものを各論の方にどう表現していけるのかといったところを事務局で検討したいと思います。眞保委員からもいただきましたとおり、既存の計画の評価をしっかりとつなげられるような評価の方法というのをまとめていきたいと考えてございますので、改めて事務局で検討させていただきたいと思います。

また、河原委員からいただいた御意見につきまして、例えば拠点コーディネーターの配置の部分は、御意見いただきましたけれども、この場で回答することが難しいので、確認をして、改めて御意見を差し上げるという形をとらせていただければと思います。大変申し訳ございません、よろしく願いいたします。

最後に、眞保委員からいただきました、市民の声は入らないのかというところです。一旦作ったものについては、見てのとおり当事者、御家族、支援者ということで、割り振ってございますけれども、例えば、これまで実施したヒアリングですとか、いただいた

御意見、そういったものを整理する中で、市民の声で載せられるものがあれば検討していきたいと考えております。おそらく今から改めて市民の方に、というのはなかなかこの計画に反映するのは難しいものと思いますので、市民の声、またその他にももし御意見等いただいで、こういった声はいかがだろうかというところで御意見がありましたら、反映できるものについては検討して参りたいと思います。貴重な御意見、どうもありがとうございました。

(蒲原会長)

ありがとうございました。ぜひいろんな意見を踏まえて検討を進めておいてほしいと思います。それでは佐藤委員、よろしく願いいたします。

(佐藤委員)

成田委員の障害者差別に関する発言で尽きているだろうと思いますが、ちょっと気になることがあるので、補足で1点質問をさせていただきます。

計画の46ページに数値目標が立っていて、2つの数値をこれから整備していくという捕まえ方になっています。神奈川県当事者目線の障害福祉推進条例の条文はかなり工夫された条文になっていまして、該当条文は12条ですが、相談窓口を設置するというだけでなく、県庁内の障害者差別についての取扱いがどんなふうになったのかというのは要綱を見ていないので何とも分かりませんが、各所管課に引き継ぐというだけではなくて、各所管課にきたものが障害福祉課に来るようなことになっているのではないかなと想像するのですね。ということは、この12条に記載されているのは、単に相談を受け付けるというだけではなくて、情報の共有とあっせんも行うということになっている。これはかなり全国的に珍しい、工夫した条文なのですね。つまり解析機関を別途作るのではなくて、障害福祉課があっせんに乗れ出す、いろいろな事業者側、あるいは障害者の方からクレームやあるいは相談が来たときに、そこを障害福祉課が中心となっあっせんしていくということになるかと思ひます。その相談件数とかあっせん件数です、年間のもの、これを数値としてぜひ入れていただきたいなと思ひております。そんなに数はないと思ひますけれども、ゼロということは絶対はないので、いろいろな所管課からいろいろなものが障害福祉課の方に回ってきたりすると思ひますので、そこはぜひ、あっせんをした数等も含めてですね、中身は多分書けないと思ひますけれども、数値として出していただきたいと思ひます。

(蒲原会長)

もうひとつ方ぐらい御意見、御質問等ありましたら。それでは清水委員、よろしく願ひします。

(清水委員)

精神障害者ですけれども、今公表されている手帳所有者は9万3千人とされています。ところが、推定の精神障害者は40万人ぐらいではないかと言われていてですね、要するに隠れて表に出せないいろいろな障害者がいるということ、これに対して何か対策が打てないのだろうかということですね。大体、手帳所有者の3～4倍くらい、実際の精神障害者がいるのではないかとされていて、これは厚労省が言っているのですからね。県でも公表している数字ですけれども、そういった方々を救うような何か対策が打てないだろうかということを切にお願いしたいです。すぐ答えがあるわけではないと思いますけど。

(蒲原会長)

では、佐藤委員の話と清水委員の話で、お答えできる範囲で、あるいは今後の検討の方向だとか、事務局からお願いいたします。

(事務局)

まず佐藤委員からお話をいただきました、差別解消の関係の県の対応ですが、相談窓口としては、委託をして差別解消の相談窓口を置いています。もちろん、県庁に直接御連絡いただければ、御対応はしていくという形になります。対応要領を県と教育委員会それぞれ策定していますので、それに基づいて対応していくということになります。それが県の基本的な相談対応で、あっせんに関しては、第1回神奈川県障害を理由とする差別の解消のための調整委員会を11月17日に開催したところでありまして、設置自体は8月となっていますけれど、その間の実際に相談対応で解決しなかった場合の対応をどういう形で現場でやっていくかということ、例えば、県内で言えば横浜市とか、それから東京都にお聞きしながらまとめさせていただいて、それで、どういうやり方で、あっせん案の提示とか、そのあとの県の対応をどうするかということを決めた上で、11月17日に委員の方にお集まりいただいて、第1回を開催したところでございます。ですので、実績に関して、今の段階ではまだゼロですが、これから積み上げをしていく段階によりやく神奈川県も足を踏み入れたと思っていますので、そこは今後積み上げをしていきたいと思っています。

それから清水委員にお話いただいた、精神障害者の数の関係のお話ですが、おそらく国で示されているのは、患者調査をベースにした推計値があつて、県も、もちろん手帳の数もありますけれども、それ以上に大きな数字としては、自立支援医療を利用されている、精神通院を利用している方の数の方が手帳の利用者数より多いので、まずは我々で数字として把握できるところは、自立支援医療の利用者のところがあるかと思っています。ただ一方で、国の患者調査の数字もあつたりするので、潜在的な数はまだ制度利用されていない方はいらっしゃると思っていますので、そのあたり、もちろん御本人に対して支援を進めていきますし、一般の方に対する普及啓発というところも必要だと思っています。そういった取組は、精神障害者の方は身体障害、知的障害に比べると、障害と

して認められたのは後のお話になりますので、そこは今回の計画の中でも、精神障害の方に対する支援というところは、特化して入れている部分もありますので、そういった取組をしていきたいと思っております。

(佐藤委員)

補足よろしいですか。

(蒲原会長)

佐藤委員、よろしく申し上げます。

(佐藤委員)

今の事務局の説明で、差別解消に向けて県庁にあっせんの委員会を作るという御発言がございました。私は知らなかったのですが、おそらくそれはどこかに公表されているのかなと思いますが、私が申し上げたのはその委員会で扱う件数ではなくて、それはもうほとんど多くならないだろうと予想しますが、そうではなくて、障害福祉課自体が相談を受け付ける件数、あるいは他の所管課に相談がくる件数、それについて事実上、この条例でいきますと、県庁の職員があっせんに乗り出すこともできるというような規定になっていると私は理解をしていますが、委員会レベルではなくて県庁レベルで相談を受け付けて間に入ったという件数をぜひ出してほしいなという意味です。これにはお答えは特に必要ありませんが、私はそういうふうに条例を理解しているということです。

(蒲原会長)

よく整理をしていただければと思います。少し時間が押して参りましたけれども、この計画のところにつきましてはこの辺りでよろしいでしょうか。言い足りないということがもしありましたら、場合によっては後程きちっとペーパーか何かでもらうということで、委員の先生方、追加の意見等よろしくお願ひしたいと思ひます。

事務局から補足があるようです。事務局、お願ひします。

(事務局)

1点、前段の方の榛澤委員からいただいた御意見に対する情報がありましたので、少し追加で説明させていただきます。

行政が、特に県が障害者雇用をもっと率先してやるべきではないかというお話をいただきました。11月22日から来年1月12日まで、会計年度任用職員ということになるのですが、チャレンジオフィスという障害者雇用の枠で、ちょうど今募集をしているところでございます。県のホームページにもそれが掲載されており、11月21日に記者発表させていただいております。所管は人事課ということになりますけれども、そういった形

で取組を進めておりますので、情報提供させていただきました。

(榛澤委員)

知らなかったなので、情報ありがとうございます。引き続きお願いします。ありがとうございます。

(蒲原会長)

はい、それでは引き続きまして、報告事項に移りたいと思います。報告事項は、(1)から(5)までありますけども、まとめて説明いただきまして、最後に質疑の時間を10分程度取ればと思っています。よろしく願いいたします。

(事務局)

資料6-1、6-2、7、8、9、10に基づき説明

(蒲原会長)

報告事項につきまして、まとめて説明がありました。御質問御意見等ございましたら、よろしく願いいたします。それでは成田委員、よろしくお願いします。

(成田委員)

資料6-2の、まず15ページ「エ 県の役割」の表記についてですが、これは将来展望検討委員会の指摘・提言についてまとめられたことだとは思いますが、この県の役割のところの1行目『「強度行動障がい」のある人に対する支援について、表面的な「構造化」手法によるのではなく、根拠ある専門的な支援への転換を図るような取組を進めるべきである』というこの文言についてですが、私は『表面的な「構造化」手法によるのではなく』という文言がなぜ必要なのかということをお聞きしたいと思います。この文章のままだと読み手にとっては構造化ということが表面的であるということを決めつけていて、根拠のない支援、根拠のある支援ではないという読み取り方ができる。私は生き方の支援については、いろいろな環境整備や支援の方法があると思うので、なぜここに一つだけ構造化ということが取り上げられているのかということが理解しにくいので、再考をお願いしたいと思います。

それと、18ページ「1 指摘・提言を受けた県の基本的な考え方」の『中井やまゆり園では』で始まる段落の最後の文章、『良い変化が起きはじめている。しかし、こうした変化がなぜ起きているのかを学術的、体系的に説明できない』と、ここもまた説明できないと決めつけているのですが、そうするとその支援は、仮説による支援が全く行われていなかったのかと考える人もいるし、あるいは重度の方の支援って学術的、体系的には説明できないのかという誤解も受けると思います。私は『学術的、体系的に説明するまでには至っていない』とかというような表記にすべきではないかと思っています。

(蒲原会長)

もう一方、榛澤委員ですね。よろしくお願いします。

(榛澤委員)

成田委員の発言とも関係しますが、まず資料6-1で、「科学的根拠に基づく当事者目線の支援」という言葉に違和感を持ちました。それを聞いたときに、当事者目線と言っているのは何のためかという、それは当事者目線で行うことによって、その先に当事者の幸せがあるということで、この言葉からはその当事者の幸せと科学的根拠に基づく支援が結びつかない。もちろん行き当たりばったりで当てずっぽうにやって、たまたまうまくいったら結果オーライとかではなくて、支援のやり方に対して根拠があってやるべきだと思います。例えば一つ分かりやすくいうと、身体介護を行うときに、無言で目線も合わせないで不貞腐れたような顔で支援するよりも、ちゃんと目線を合わせて声をしながらやった方が当事者目線からいえば良いのですけども、ただ当事者に目線を合わせて声掛けすればいいわけではないし、そこには支援を行う側の思いやりとか優しさが重要です。

その幸せということを考えたときに、NHKの「鍵を開ける 虐待からの再出発」という番組を御覧になった方もいると思うのですけども、中井やまゆり園での利用者への虐待や不適切な対応から、強度行動障害の利用者などに部屋に閉じ込めることなく鍵を開けて、一人一人と向き合い、模索しながら新しい支援を考えるみたいな番組で、それを見て一番ショックだったのが、強度行動障害の方がその支援者に対して、人間として生まれてこなかったらよかったという言い方をしていた。確かに施設内にいれば衣食住も足りるし、働かなくてもいいし、昔で言えば三食昼寝付きで、でも、人間として生きて幸せではないということ、自由もなくて、生きているよりも生かされている感じで、下手したら動物園の動物のような扱いで、だから虐待が起こるし、それは幸せではない。支援者の立場で科学的根拠に基づいてやれば幸せになるかということそうではなくて、そこには人間と人間の関係があります。例えば強度行動障害の人は対応が難しいし、問題児扱いしたり、厄介者扱いしたりして、心の中にそういうのがあったら態度に出るし、そこに職員が思いやりや優しさを持ってやるということが必要だけど、先ほどの説明であったようにこれだけ虐待がたくさんあるということは、職員の側にも余裕がなくてそうなくなってしまったりするということもある。

当事者目線というのは、それが目的ではなくて手段であり、目的は当事者の幸せで、「人間として生まれてこなければよかった」なんてことを言わせないためにやることだと思う。今まで支援者目線だったものが当事者目線に一步でも近づけようという姿勢は一步前進だけでも、当事者目線が目的と勘違いしないでほしい。この「科学的根拠に基づく支援」という言葉遣いが本当に当事者の幸せということを考えながら取り組んでいるのか、当事者目線というのがある意味、目的になってしまっている。

当事者のニーズを測るのに、当事者が思うニーズと支援者側のニーズがあるが、当事者の求めるニーズって必ずしも正しくないときもあるし、気づかないニーズもある。だから、支援者のニーズと組み合わせてリアルニーズというのを出すと思うので、当事者の声だけではなくて、支援者側が思う、本人が気づかないような支援を入れるべきで、そうすることで本当に幸せに繋がる。これを作った人たちが、本当に当事者の幸せが目的で、生きづらい、障害を抱えながらこの社会で生きるということはどれだけ苦しいかということも、それを知ろうと少しでも近づくことが当事者目線なのに、当事者目線の先には幸せということを実際に考えているのか、疑問に感じたので、そこを何か考えてほしいと思います。

(蒲原会長)

ありがとうございました。それでは佐藤委員、お願いします。

(佐藤委員)

強度行動障害、いわゆる支援の困難な方が施設にいらっしゃるといのは、そこで障害を重くするということは多くの方が語っていらっしゃるわけで、そこを改善しようというのがまさに先ほど榛澤委員がおっしゃった「鍵を開ける 虐待からの再出発」という番組だったのですね。中井やまゆり園の昔と現在でだいぶ変わりましたということを描いていますが、それを1時間で描き切るのは難しいです。だからいろいろな誤解をされた方がいらっしゃるかと思えますけれども、自分は生きてこなかったほうがいいのかという利用者の方が、今は生き生きとしているということを描いている番組で、そういうふうに理解していただきたいなと思います。

支援手法については、私も科学的という言葉はあまり好きではないですが、できるだけ誤解のないような表現をとっていただければと思います。

県立施設、あるいは県立関連施設といいますかね、そういうところについて県でいろいろ調査するのは当然だとしても、そこについて支援を見直していくとか、事案を検証するという機関は現在、存在をしていないのですね。今日報告された3件の事例をどこで検討するかというと、ここの審議会になってしまうのかなと思いますが、そんなことは到底できない話です。しかし、今日報告された内容だけではおそらく聞いた人は何もわからないという感じはしますので、もちろん個々の事案の詳細を言い出すと、これは個人のプライバシーに関わるということがいっぱい出てきますので、しかも虐待そのものの問題というよりも、虐待が起きた背景まで探り入れると相当な時間を費やして調査をしないといけないということになりますので、そういった調査をするような機関を作るのか作らないのかというところを、県としてはお考えいただきたいなと思っている次第です。

(蒲原会長)

それでは榛澤委員、お願いします。

(榛澤委員)

先ほどテレビで、大変だった状態が幸せになっているとおっしゃったように聞こえたのですが、本当に幸せですかね、今。僕は、根本的な状況は何も変わってなくて、今は自由がなくて、閉じ込められた状態もやっぱり変わらない。まだ発展途上で決してその努力は無駄ではないけども、もう幸せになったというのではなくて、今現在はまだ進行形で、やっぱりあそこに閉じ込められて自由がなかったり、衣食住はあるけども、自分らしさとかそういうのがないという現状は全く変わらないから、まだ全く幸せではないと僕は思いました。

(佐藤委員)

現在中井やまゆり園では、居室施設は全くありませんと言っていい。だから閉じ込められている人は1人もいないのです。日中活動も始まっていますし、外出もしているし、外の農園の暮らしも始まっています。かつてのように居室施設でずっと一日中施設に閉じ込められているような人は、今はいないです。そういう意味で、改善されたと申し上げている。榛澤委員のおっしゃることは分かります。何が幸せかというのは、我々だって幸せかどうか分からない。そういう意味では、何が幸せかってわからないわけだから。そのことを言われるのはわかります。だけれども、かつての中井やまゆり園と今の中井やまゆり園では変わったのです。私はそのことだけ言っているのです。

(蒲原会長)

ありがとうございます。今日の議論を踏まえて、事務局からコメントをいただいた上で、今日のところは一旦終わりたいと思います。それでは事務局、よろしくお願いします。

(事務局)

貴重な御意見ありがとうございます。まだビジョンについても素案でございますし、中井やまゆり園の改革についても途上でございます。皆様方の御意見を反映しながら、改善、また策定に向けて取り組んで参りたいと思います。ありがとうございます。

皆様の貴重な御意見、本当にどの御意見も重要なポイントだと感じております。今の県立障害者支援施設の関係でございますけれども、今は方向性を検討しておりますが、その際に絶対見失ってしまっはいけないのは、一人一人の人生を支援して、その方がその人らしく、地域で当たり前のように暮らせるようにする、そういったことを目指して我々は検討しているということは見失ってはいけないと肝に銘じているところでございます。それから計画に関しましても、今日様々な御意見をいただきまして、今パブリックコメント、そして当事者の団体の皆様方からの御意見等々を伺っております。そうしたこと

を踏まえまして、計画をこれからまたさらにブラッシュアップをしていくというところに入って参ります。引き続き皆様に個別に御説明に上がらせていただくことを予定しておりますので、よろしくお願いをしたいと思ひます。本日は本当にありがとうございます。

(蒲原会長)

ありがとうございました。少し時間が超過いたしましたけども、本日の議題及び報告事項については以上のとおりとさせていただきますと思ひます。また追加の意見等ありましたらまたぜひ事務局の方に寄せいただくとともに、事務局からも次回に向けて丁寧に説明してもらいたと思ひます。それでは事務局、よろしくお願ひします。

(事務局)

蒲原会長ありがとうございました。本日は長時間にわたりまして、いろいろ御意見いただきありがとうございます。次回の神奈川県障害者施策審議会は、来年2月頃を予定しております。日程につきましては、改めて調整をさせていただきます。なお会場の皆様方につきましては、黄色いフラットファイルは次回も使用いたしますので、机の上にそのまま残しておいていただきますようお願いいたします。

これで、第39回神奈川県障害者施策審議会を終了いたします。本日は誠にありがとうございました。